

第2

公的年金制度のあらまし

1 公的年金制度のしくみ

我が国の公的年金制度は、全国民共通の基礎年金制度（国民年金）と基礎年金制度の上乗せ部分としての被用者年金制度（厚生年金）に区分されます。



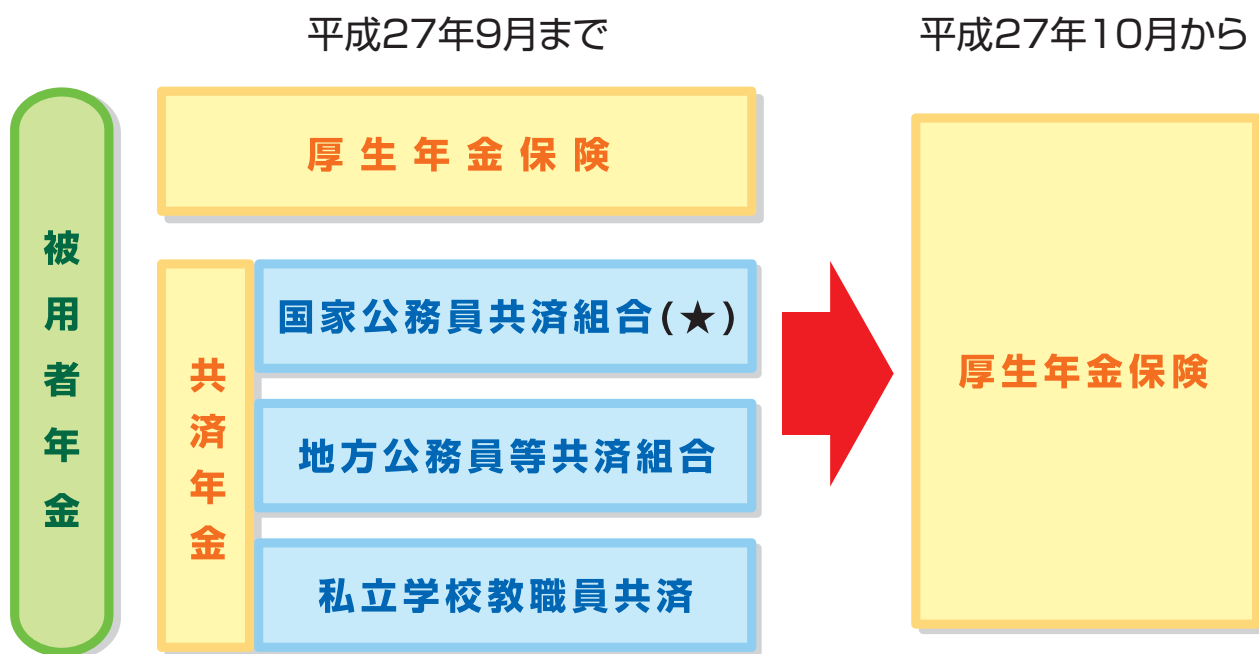
基礎年金制度

基礎年金制度（国民年金）は、従来、自営業の方などを対象としていた国民年金制度を、昭和 61 年 4 月以降サラリーマンやその被扶養配偶者にも適用を拡大し、全国民に共通の「基礎年金」を支給する制度として発足しました。

これにより、現在、厚生年金に加入している方は、あわせて国民年金にも加入し、同時に 2 つの年金制度の適用を受けることになっています。

被用者年金制度

被用者年金制度は、公的年金制度のうち国民年金制度を除いたものをいい、平成 27 年 9 月以前は次の 4 制度に分かれていましたが、平成 27 年 10 月以降、公務員等も厚生年金保険に加入することになり、被用者年金制度は厚生年金保険制度に統一されています。



(★) 国家公務員共済組合 (国共済) には、各省等に設けられた以下の 20 共済組合があり、組合員の皆様はいずれかの共済組合に加入していることになります。

衆議院共済組合
参議院共済組合
内閣共済組合
総務省共済組合
法務省共済組合
外務省共済組合
財務省共済組合
文部科学省共済組合
農林水産省共済組合
経済産業省共済組合

国土交通省共済組合
厚生労働省共済組合
厚生労働省第二共済組合
裁判所共済組合
会計検査院共済組合
刑務共済組合
防衛省共済組合
日本郵政共済組合
林野庁共済組合
連合会職員共済組合

2

国民年金の被保険者の種別

国民年金には、日本国内に住所を持つ 20 歳以上 60 歳未満のすべての方（この方々を「国民年金の被保険者」といいます。）が加入することになっています。

なお、この国民年金の被保険者の種別は、次のように第 1 号から第 3 号までの 3 つの被保険者に分けられています。

○第 1 号被保険者

日本国内に住所を持つ 20 歳以上 60 歳未満の方で、次の第 2 号または第 3 号の被保険者に該当しない方がこの第 1 号被保険者となります。

したがって、公務員等を 60 歳未満で退職し、その後、次の第 2 号または第 3 号の被保険者に該当しないときは、第 1 号被保険者となります。

○第 2 号被保険者

厚生年金保険に加入している方（「厚生年金の被保険者」については、10 頁をご覧ください。）が第 2 号被保険者となります。

したがって、厚生年金保険に加入している方は、同時に国民年金にも加入することになります。

なお、厚生年金の被保険者として在職中であっても、第 2 号被保険者の資格は、原則として 65 歳になったときに喪失します。

○第 3 号被保険者

第 2 号被保険者の「**被扶養配偶者（*）**」で、20 歳以上 60 歳未満の方が第 3 号被保険者となります。

したがって、第 2 号被保険者が退職などによりその資格を喪失したときは、第 3 号被保険者は、ご自身が第 2 号被保険者とならない限り、60 歳までの間、第 1 号被保険者となります。

（*） **被扶養配偶者**とは、共済組合の場合は、短期給付の被扶養者に該当する配偶者の方をいいます。（一定以上の所得があって被扶養配偶者に該当しない方で厚生年金保険に加入していない方は第 1 号被保険者となります。）

国民年金の被保険者の種別



第 1 号 被 保 険 者

20歳以上60歳未満で、次の第2号・第3号被保険者に該当しない方（学生、農林漁業・商業などの自営業や自由業の方とその家族）



第 2 号 被 保 険 者

厚生年金保険の被保険者



第 3 号 被 保 険 者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

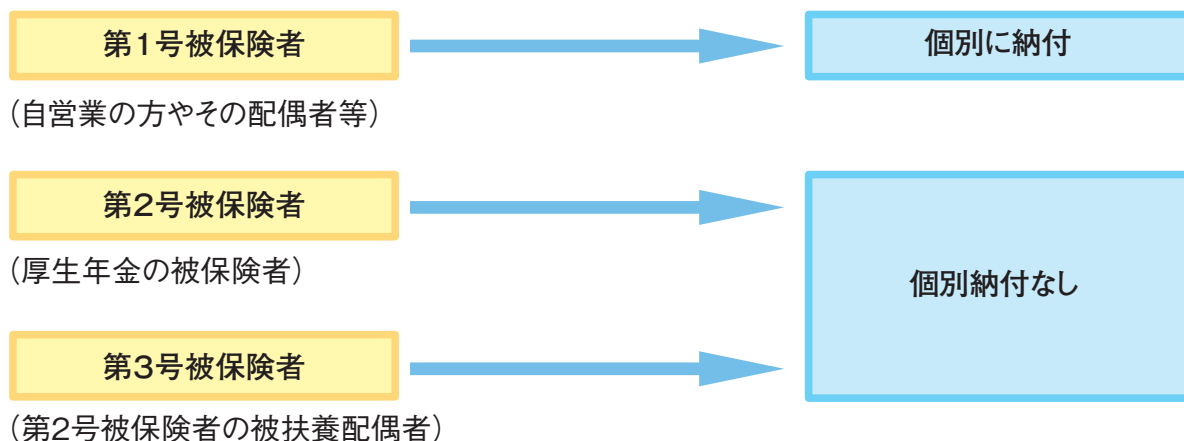
（注）国民年金の被保険者の種別が変更になったとき（例えば第2号被保険者や第3号被保険者から第1号被保険者になったときなど）は、種別変更の手続きが必要です。88頁をご覧ください。

国民年金の保険料の納付

国民年金の被保険者の種別が第1号から第3号までの3つの被保険者に分けられているのは、保険料の納付方法が異なっていることによるものです。

第1号被保険者は定められた保険料を個別に納付することになっていますが、第2号と第3号の被保険者は、保険料を個別に納付する必要はなく、第2号被保険者が加入している厚生年金保険制度（国家公務員の場合は連合会）が一括して国民年金に払い込んでいます。

【国民年金の保険料】



3

厚生年金の被保険者の種別と実施機関

厚生年金には、公務員や民間の会社員などの方のうち、70歳未満の方（この方々を「厚生年金の被保険者」といいます。）が加入することになっています。

なお、この厚生年金の被保険者は、第1号から第4号までの4つの種別に分けられており、その種別に応じた実施機関がそれぞれの被保険者期間にかかる年金の決定や支給事務などを行います。

対象者	被保険者の種別	実施機関
民間企業の会社員など	第1号厚生年金被保険者	日本年金機構
国家公務員 (国家公務員共済組合の組合員)	第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合 国家公務員共済組合連合会(★)
地方公務員等 (地方公務員等共済組合の組合員)	第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 地方公務員共済組合連合会
私立学校の教職員 (私立学校教職員共済の加入者)	第4号厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団

(★) 連合会は、第2号厚生年金被保険者にかかる実施機関として国家公務員共済組合の組合員やその遺族の方々の年金の決定や支給などの長期給付事業に関する業務を行います。

また、連合会はそのほかにも病院や宿泊施設の経営などの福祉事業も行っています。(病院、宿泊施設等については、143頁以降をご覧ください。)

4 年金の種類

現在の公的年金制度における年金の種類は、次の表のように給付の種類が3つに分かれ、年金制度によって名称が異なります。

年金制度 給付の種類	厚生年金	国民年金 (基礎年金)
老齢給付	老齢厚生年金	老齢基礎年金
障害給付	障害厚生年金	障害基礎年金
遺族給付	遺族厚生年金	遺族基礎年金

※ それぞれの年金を受けるために必要な条件(これを「受給要件」といいます。)や年金額の求め方などについては、次頁以降をご覧ください。

